

特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱

(昭和37年4月11日決裁)

改正	昭和38年5月31日	昭和39年10月27日
	昭和48年4月21日	昭和50年4月10日
	昭和50年10月9日	昭和53年3月29日
	昭和54年4月23日	昭和54年12月20日
	昭和56年9月28日	昭和57年3月16日
	昭和58年3月29日	昭和59年3月31日
	昭和59年5月22日	昭和62年1月20日
	平成元年9月5日	平成3年9月20日
	平成4年5月1日	平成10年3月12日
	平成12年3月30日	平成14年3月29日
	平成15年3月25日	平成21年4月1日
	平成22年5月20日	平成23年6月8日
	令和2年10月12日	

(特別徴収交付金の交付)

第1条 特別徴収義務者に対しては、特別徴収に要する経費を補うため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において特別徴収交付金を交付する。

(昭和54.4.23・平10.3.12・一部改正)

(特別徴収交付金の交付額)

第2条 特別徴収交付金の交付額は、次に掲げる規定により算定した額とする。

- (1) ゴルフ場利用税 納期限までに納入した額に100分の2を乗じて得た額
 - (2) 軽油引取税 納期限までに納入した額に100分の2.5を乗じて得た額と地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第144条の29第1項の規定による徴収猶予の期限までに納入した額に100分の2.5を乗じて得た額との合計額
 - (3) 法第15条又は法附則第59条の規定による徴収猶予の期限までに納入した額については、ゴルフ場利用税については納期限、軽油引取税については納期限又は法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の期限までに納入した額とみなす。
- 2 特別徴収交付金の交付額について、減額更正、徴収不能等の理由により過払いを生じたときは、当該過払いを生じた額に相当する額を次の交付時期に交付すべき特別徴収交付金から減額する。
- 3 特別徴収交付金の交付額について、法第15条の規定により徴収を猶予した等の理由により未払いを生じたときは、当該未払いを生じた額に相当する額を次の交付時期に交付すべき特別徴収交付金に加算する。

(昭56.9.28・追加、昭58.3.29・昭59.3.31・昭59.5.22・昭62.1.20・平元9.5・平3.9.20・平4.5.1・一部改正、平10.3.12・旧第4条繰上、平12.3.30・平14.3.29・平15.3.25・平21.4.1・平23.6.8・令2.10.12一部改正)

(特別徴収交付金の端数計算)

第3条 前条の規定により算定した額に、10円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その全額が500円未満であるときはその全額を切り捨てる。

(昭50.10.9・一部改正、昭56.9.28・旧第4条繰下、平4.5.1・一部改正、平10.3.12・旧第5条繰上・一部改正)

(特別徴収交付金の交付)

第4条 知事は、特別徴収交付金を当該特別徴収交付金の交付の対象となった年度の末日の属する年の5月31日までに交付する。

ただし、知事は交付日の属する月の直前の月の末日現在において、特別徴収交付金の対象となる税の未納があるとき、その他特別徴収交付金を交付することが適当でない認めるときは、交付金を交付しないことができる。

(昭54.4.23・全改、昭56.9.28・旧第6条繰下、昭62.1.20・一部改正、平10.3.12・旧第7条繰上・一部改正、平22.5.20・一部改正)

(特別徴収交付金の返還)

第5条 知事は、特別徴収義務者が不正に特別徴収交付金の交付を受けた場合には、その全部又は一部の返還を命ぜるものとする。

2 知事は、第2条第2項の規定により減額する場合において、当該減額すべき額が、次の交付時期に交付すべき特別徴収交付金を超えるときは、当該超える額を、特別徴収義務者に返還させるものとする。

(昭54.4.23・一部改正、昭56.9.28・旧第7条繰下、平10.3.12・旧第8条繰上・一部改正、平12.3.30・一部改正)

附 則

1 この要綱は、昭和37年度分から施行する。

2 特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金並びに特別徴収義務者に対する特別徴収費負担金交付要綱(昭和31年7月30日決裁)は、昭和37年6月30日限り、廃止する。

3 軽油引取税に係る特別徴収交付金の交付についての第4条の規定の適用については、同条中「年度の末日の属する年の5月31日」とあるのは、「4月から9月までの分(徴収猶予の期限内に納入した分については、11月30日までの分)を12月28日、10月から翌年3月までの分(徴収猶予の期限内に納入した分については、5月31日までの分)を6月30日」とする。

(昭39.10.27・追加、昭50.4.10・旧第5項繰上、昭54.4.23・旧第4項繰上・一部改正、昭62.1.20・平10.3.12・一部改正)

附 則 (昭和38年5月31日)

この要綱は、昭和37年度分から施行する。

附 則 (昭和39年10月27日)

改正 昭和48年4月21日

1 この要綱は、昭和39年11月1日から施行し、昭和38年度分から適用する。

2 附則第3項の規定の適用については、昭和38年度分に限り、同項中「100分の0.8」とあるのは、「100分の0.3」とする。

3 軽油引取税に係る昭和38年度分特別徴収費負担金のうち、徴収猶予分に対する特別徴収費負担金については附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、昭和39年12月5日までに申請し、昭和39年12月28日までに交付するものとする。

附 則 (昭和48年4月21日)

1 この要綱は、昭和48年5月1日から施行し、昭和49年度に交付する分から適用する。

附 則 (昭和50年4月10日)

1 この要綱は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度に交付する分から適用する。

附 則 (昭和50年11月9日)

この要綱は、昭和50年10月1日から施行し、昭和51年度に交付する補助金及び負担金から適用する。

附 則（昭和53年 3 月29日）

この要綱は、昭和53年 4 月 1 日から施行し、昭和53年度に交付する補助金及び負担金から適用する。

附 則（昭和54年 4 月23日）

- 1 この要綱は、昭和54年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱の規定は、昭和54年度に交付する補助金及び特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和54年12月20日）

- 1 この要綱は、昭和54年12月20日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第 3 条第 2 項③の規定は、昭和54年 3 月 1 日から同年 8 月31日までの間において行われた軽油の引取りに対して課する軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和56年 9 月28日）

- 1 この要綱は、昭和56年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条(1)イの規定は、昭和57年度に交付する特別徴収交付金から適用し、新要綱第 4 条(3)の規定は、昭和56年 3 月 1 日から同年 8 月31日までの間において行われた軽油の引取りに対して課する軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和57年 3 月16日）

- 1 この要綱は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第 3 条の規定は、昭和57年度に交付する補助金から適用する。

附 則（昭和58年 3 月29日）

- 1 この要綱は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第 3 条及び第 4 条の規定は、昭和58年度に交付する補助金及び特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和59年 3 月31日）

- 1 この要綱は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第 4 条③の規定は、昭和59年 4 月 1 日以降に納入された軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和59年 5 月22日）

- 1 この要綱は、昭和59年 5 月19日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第 4 条の規定は、昭和59年度に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（昭和62年 1 月20日）

- 1 この要綱は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する

特別徴収交付金交付要綱第4条(3)の規定は、昭和62年3月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税に係る特別徴収交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年9月5日）

- 1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条(1)の規定は、平成元年4月1日以後の飲食等の利用行為に対して課する特別地方消費税に係る特別徴収交付金から適用し、同日前の飲食等の利用行為に対して課する料理飲食等消費税に係る特別徴収交付金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第4条(3)の規定は、平成元年3月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税に係る特別徴収交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日）

- 1 この要綱は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第4条(3)の規定は、平成3年3月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税に係る特別徴収交付金から適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税に係る特別徴収交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年5月1日）

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第4条(2)及び同条(3)の規定は、平成4年度に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（平成10年3月12日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条に掲げる規定は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第3条及び同条の表中の規定は、平成10年度に交付する納税貯蓄組合に対する補助金から適用する。ただし、第2条の規定による改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱は、平成11年度に交付する特別徴収義務者に対する特別徴収交付金から適用する。
- 3 第2条の規定による改正前の特別徴収に係る県税の納税貯蓄組合に対する補助金及び特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第8条の規定は、平成11年4月1日前に組合が交付を受けた補助金について、なおその効力を有する。

附 則（平成12年3月30日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱の規定は、平成12年度以降に交付した特別徴収交付金に生じた過払いから適用し、平成11年度までに交付した特別徴収交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月29日）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第2条第1項(2)の規定は平成14年度以降に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（平成15年3月25日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第2条第1項(2)の規定は平成15年度以降に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月20日）

- 1 この要綱は、平成22年5月20日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第4条規定は平成22年度以降に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（平成23年6月8日）

- 1 この要綱は、平成23年6月8日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第2条第1項第3号の規定は平成23年度以降に交付する特別徴収交付金から適用する。

附 則（令和2年10月12日）

- 1 この要綱は、令和2年10月12日から施行する。
- 2 改正後の特別徴収義務者に対する特別徴収交付金交付要綱第2条第1項第3号の規定は令和2年度以降に交付する特別徴収交付金から適用する。